

和光市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく和光市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進について、計画の進行管理をするため、和光市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に基づく施策の総合的な調整、及び計画的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理及び見直しに関すること。
- (3) 他の保健福祉施策との調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉に関して必要と認めること。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 社会福祉、保健又は医療に従事する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱の日から当該委嘱に係る計画の最終年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を調査審議させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(平成17年告示第177号)

この告示は公布の日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

(平成22年告示第85号)

この告示は公布の日から施行する。